

広島県立母子福祉センター管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年三月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五号

広島県立母子福祉センター管理運営規則を廃止する規則

広島県立母子福祉センター管理運営規則（昭和五十四年広島県規則第三十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。